第４編　人事

第１章　定数・任用

○大隅肝属広域事務組合職員定数条例

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合条例第11号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員定数条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第４号）の全部を改正する。

改正

令和元年11月18日条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第３項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において職員とは、大隅肝属広域事務組合に常時勤務する職員（地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。

（職員の定数）

第３条　職員の定数は、20人とする。

（委任）

第４条　この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和元年11月18日条例第１号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。